

認可地縁団体印鑑要綱

平成 7年 1月23日実施
平成17年 3月21日改正
平成19年 4月 1日改正
平成20年12月 1日改正
平成21年 4月 1日改正
平成30年 4月 1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体で同項の規定により市長の認可を受けたもの（以下「認可地縁団体」という。）に係る印鑑の登録及び証明に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の資格)

第2条 認可地縁団体に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録を受けることができる資格を有する者は、認可地縁団体の代表者とする。

2 次の各号の一に掲げる者が選任されている認可地縁団体においては、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる者を認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる資格(以下「登録資格」という。)を有する者とする。

- (1) 裁判所により選任された職務代行者
- (2) 地方自治法第260条の9に規定する仮代表者
- (3) 地方自治法第260条の10に規定する特別代理人
- (4) 地方自治法第260条の24又は第260条の25に規定する精算人

(印鑑の制限)

第3条 登録を受けることができる認可地縁団体印鑑は、1団体1個とする。

2 次の各号の一に該当する認可地縁団体印鑑は、登録を受けることができない。

- (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第21条第2項の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）に記載された認可地縁団体の名称又は当該認可地縁団体において登録資格を有する者の氏名、氏若しくは名若しくはは氏及び名の各一部を組み合わせたもので表していないもの
- (2) 認可地縁団体において登録資格を有する者の当該登録資格以外の資格、職業その他当該登録資格を有する者の氏名以外の事項を表しているもの
- (3) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (4) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (5) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (6) その他市長が登録を受ける印鑑として適当でないとするもの

(登録の申請)

第4条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、登録を受けようとする印鑑を提示して自ら市長に申請しなければならない。この場合において、登録申請者は、当該登録申請者の個人印鑑の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

(印鑑の登録)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる事項を認可地縁団体印鑑登録原票に登録するものとする。

- (1) 印影
- (2) 登録番号
- (3) 登録年月日
- (4) 認可地縁団体の名称
- (5) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (6) 認可地縁団体の認可年月日
- (7) 第2条第1項又は第2項各号に掲げる登録資格を有する者の種別
- (8) 登録資格を有する者の氏名
- (9) 登録資格を有する者の生年月日
- (10) 登録資格を有する者の住所
- (11) その他市長が必要と認める事項

(印鑑登録の廃止申請)

第6条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者(以下「印鑑登録者」という。)は、認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、自らその旨を市長に申請しなければならない。

- 2 印鑑登録者は、登録を受けている印鑑を亡失したときは直ちに前項の規定による申請をしなければならない。この場合において、印鑑登録者は、当該印鑑登録者の個人印鑑の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

(登録事項の修正)

第7条 市長は、地方自治法第260条の2第11項の規定による届出により認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている事項に変更があったことを知ったときは、次条の規定により印鑑の登録を抹消する場合のほか、認可地縁団体印鑑登録原票を修正するものとする。

(印鑑登録の抹消)

第8条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

- (1) 第6条第1項又は第2項による申請があった場合
- (2) 印鑑登録者の登録資格に変更が生じた場合

- (3) 地方自治法第260条の20の規定により認可地縁団体が解散した場合
- (4) 認可地縁団体の名称又は印鑑登録者の氏名の変更により認可地縁団体印鑑として適当でないと認められた場合
- (5) その他市長が認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたと認めるとき
 - 2 市長は、前項第4号又は第5号の事由によって認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、印鑑登録者にその旨を通知するものとする。

(印鑑登録証明)

第9条 認可地縁団体印鑑の登録の証明は、第5条第1項第1号、第4号、第5号及び第7号から第9号までに掲げる事項を記載した書類を交付して行う。

(印鑑登録証明の申請)

第10条 印鑑登録者は、認可地縁団体印鑑の登録の証明を受けようとするときは、登録している認可地縁団体印鑑を押印した申請書により自ら申請しなければならない。

(代理人による申請等)

第11条 第4条、第6条又は前条の規定による申請を行おうとする者が、やむを得ない事由により自ら行うことができないときは、地方自治法施行規則第19条第1項第1号トに規定する代理人により行うことができる。

- 2 前項の規定により代理人による申請を行うときは、当該申請について委任した旨を証する書面を提出しなければならない。

(閲覧の禁止)

第12条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

(調査)

第13条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録及び証明の事務に関し、必要があると認めるときは、職員をして関係人に対して質問をさせ又は文書若しくは認可地縁団体印鑑の提示を求めさせることができる。

(保存期間)

第14条 認可地縁団体印鑑登録原票の除票その他の書類の保存期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 認可地縁団体印鑑登録原票の除票 5年
- (2) 認可地縁団体印鑑登録原票の除票を除く書類 2年

(事務の所管)

第15条 認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する事務は、区役所地域課又は地域総務課において行う。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する事務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年3月21日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。